

日本マス・コミュニケーション学会第35期第8回研究会（メディア倫理法制研究部会主催）

「TPPの締結に伴う著作権の非親告罪化とポップカルチャー分野の二次創作を巡る問題について」

日 時：2016年9月13日（火）14:30-16:30

会 場：同志社大学東京オフィス セミナー室

<http://tokyo-office.doshisha.ac.jp/access/map.html>

報 告 者：山田太郎（前参議院議員）

司 会：玉川博章（日本大学）

企画の意図：

TPP締結に伴い、日本国内の著作権法制の議論が起こった。特に、メディア、ポップカルチャー分野において指摘された問題点のひとつが著作権の非親告罪化である。特に、非親告罪となることで、従来、黙認されてきた同人誌等における二次創作への影響が懸念された。但し、法改正自体は、非親告罪の適用は海賊版対策等に留まり、パロディ・二次創作については従来の慣行を維持し、プロ作家輩出のインキュベーションとしての機能を併せ持つ同人誌への影響を抑制する方針が2016年3月に政府から示された。

本研究会では、表現の自由を政治活動の焦点の1つとしてきた山田太郎氏を報告者にお招きする。報告者は、マンガやアニメなどポップカルチャー分野を視野に入れた活動を行い、『「表現の自由」の守り方』（星海社新書）として表現の自由を巡る理念をまとめている。著作権の非親告罪化についても、議論が行われていた当時、参議院議員として積極的な活動をされており、TPPをめぐるこれまでの議論の経緯、今後の方向性について報告して頂く。さらに、青少年保護と表現規制に関する報告者の活動も踏まえ、ポップカルチャーの表現規制のあり方を考察する契機としたい。